

令和2年4月20日

保護者様

長崎県立小浜高等学校長  
藤原勝志  
(公印省略)

緊急事態宣言を踏まえた県立学校における一斉臨時休業について（お知らせ）

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素より、本校の教育にご理解・ご支援を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策のため国からの緊急事態宣言を受け、本県でも、令和2年4月17日に長崎県教育委員会が公立学校に対し「原則として、4月22日（水）から5月6日（水）まで臨時休業とし、ただし、休業中の学習や生活に関する指導がなされ準備が整った学校においては4月21日（火）から臨時休業とすることを可とする。新型コロナウイルス感染の拡大を防止するための臨時休業措置であるため、生活の維持を除き外出を避け、基本的に自宅で過ごすこと。そのため、部活動についても4月18日（土）～5月6日（水）まで校内外を問わず実施しないこと。」旨の決定がなされました。

その決定を受け、下記のとおり臨時休業といたします。期間中の祝日やゴールデンウィークにおいても感染症対策と同様な取り扱いとなりますので、別紙の「新型コロナウイルス感染症対策における臨時休業の留意点」を参考にご理解とご協力をお願いいたします。

臨時休業中は、家庭学習日となりますので、お子様に課題を配布いたします。4・5月に学習できなかった内容については、その後の授業で取扱いますのでご安心ください。

また、学校保健安全法及び検疫法等により、新型コロナウイルス感染症が発生した場合には速やかに学校（0957-74-4115）まで、ご連絡いただきますようお願いいたします。法義務により関係機関への報告をいたしますが、知り得た個人情報等については守秘義務を遵守いたします。

なお、今後の国の対応状況及び長崎県の感染状況により、必要に応じて下記内容を見直しする場合がありますことを申し添えます。

記

4月21日（火）～5月6日（水） **臨時休業日**

※4月29日（水）昭和の日、5月2日（土）～6日（水）ゴールデンウィーク（登校不可）

## 【別紙】緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策 における臨時休業中の留意点

- ① 4月21日（火）から5月6日（水）までを臨時休業とします。
- ② 臨時休業中は、家庭学習日となります。配布される課題等を行い家庭学習に努めてください。  
また、休日ではありませんので遊びに行く、旅行、アルバイト等を行うことがないように、学校の日課時間に合わせて規則正しい生活を送らせてください。特に、ゲームやスマートフォンの使用については、ご家庭でルールを決めて、節度ある使用をお願いします。
- ③ 緊急事態宣言が解除されるまで、登校日は設定いたしません。すべての活動を休止します。
- ④ 臨時休業中に担任から、健康状態確認や課題達成状況等で電話連絡等を行いますのでご了承ください。
- ⑤ 部活動は、4月18日（土）から5月6日（水）まで実施できません。
- ⑥ 緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、生活の維持に必要な場合（医療機関への通院、生活必需品の買い出し、屋外での運動や散歩等）を除き外出を避け、基本的に自宅で過ごすようにご協力をお願いします。
- ⑦ 臨時休業中も、朝、検温を行い、体調を健康観察記録表に書きとめ、体調管理に努めてください。もし、4日以上の高熱や呼吸器症状（ひどい咳）等がある場合は、最寄りの各保健所に連絡し、受診の相談等必要な指示を仰ぐとともに、速やかに学校に連絡してください。
- ⑧ ご家庭でも手洗いの励行、うがい等の感染予防に努めてください。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症が発生した場合には、速やかに学校へご連絡をお願いします。
- ⑩ 今後の学校活動に関する連絡やお知らせは、本校のホームページを通じて行いますので、定期的に確認いただきますようお願いいたします。
- ⑪ 教職員は、臨時休業中（平日）通常の出勤をしておりますので、何かご不明な点やご相談があれば、ご遠慮なく学校へ連絡してください。